No. 2

糸島市議会だより

Itoshima City Council

平成22年6月1日～21日までの21日間にわたり、6月定例会が開催されました。

今定例会では、校区まちづくり応援基金条例などの条例案や、糸島市として初めての政策予算となる補正予算も提出されました。また、15人という多数の議員が、一般質問を行っています。

補正予算質疑

一般会計

国際交流費……

問 旧1市2町においては、国際交流に関してどのような取り組みがなされていたか。

（井上　健作議員）

答 アメリカ合衆国エスカンディッド市や中国上海市青浦区と姉妹・友好都市締結による相互訪問、アジア太平洋こども会議への対応、九州大学留学生との交流、国際交流協会への補助、外国人アーティストによるコンサート、中学生対象の英会話講座、外国語指導助手派遣、ホームステイ要請への対応、公民館等での留学生との交流など。

問 糸島市では、どのようなスタンスで進めるか。

（井上　健作議員）

答 国際交流基本計画を本年度中に策定するが、九州大学の留学生をはじめ、地域に住む外国人との交流に力を入れたい。外国との姉妹・友好都市交流については、糸島市で引き継ぐが、調印するかどうかは相手方と協議し、失礼のないよう進める。

道路新設改良費……

問 車いすが通行できない歩道が多いすがとの声を聞くが、今後の歩道整備計画はどのようになっているか。

（笹栗　純夫議員）

答 従来の歩道は、進入路などの切り下げにより、車いすで通行される方々にとって不便な状況である。

今後の歩道設置については、段差やスロープを解消したフラット工法で、安心・安全の道路環境の整備に努める。

都市計画街路整備事業費

問 加布羅交差点の混雑解消のためにも、周辺道路の整備前倒しを望むが、どう考えるか。

（吉村　勝議員）

答 県事業の下新開線は平成23年度、加布羅線は平成24年度に完成予定である。

また、学園通り線の北新地新田線は平成24年度に着工し、平成29年度に完成予定である。

現在の加布羅交差点は、慢性的に渋滞していることから、一刻も早い緩和策が必要で、積極的に県へ要望していく。

校区まちづくり推進事業費……

問 校区単位の組織がない校区に対して行う支援とは、どのようなものか。

（波多江　一正議員）

答 6月1日現在で未組織は、志摩地域の引津校区と可也校区。引津校区は6月末、可也校区は7月中に設立予定。支援については、組織体制案や規約案などの情報提供を行っている。

筑前深江駅周辺整備事業費……

問 筑前深江駅周辺整備事業の総事業費と、本事業が地域および議会でどのように進められたかを伺う。

（伊藤　千代子議員）

答 本事業の経過は、平成7年に校区が要望書を提出し、二丈町議会において採択された。

その後、審議会等を開催し平成20年度に総務省協議を終え、平成21年度に事業に着手した。

総事業費は、実施設計等を行っていないため差し控える。

JR筑前深江駅

問 筑前深江駅周辺整備事業並びに美咲が丘、加布里両駅のバリアフリー化について伺う。

（三嶋　俊蔵議員）

答 筑前深江駅周辺整備事業は、国の地域活力基盤創造交付金により事業を実施する。

また、美咲が丘、加布里両駅のバリアフリー化に関しては、現行では1日の利用者数5千人以上の採択基準があるが、今後基準を下げていただくようJRに働きかけ、両駅のバリアフリー化をお願いしていく。

条例議案質疑

糸島市校区まちづくり応援基金条例

（条例説明）校区単位のまちづくりは、新市基本計画の重点プロジェクトで、市長公約でもある。この事業に市民税1％相当額を活用する。校区まちづくりを確実に実施するために財源を積み立てて確保するよう、基金条例を制定するもの。

質疑　井上　健作
檜和田　正子
徳安　達成
江頭　晶子
伊藤　千代子

問 この条例による評価、成果、期待について、どのように考えるか。

答 校区の人材を有効に活用できたか、校区全体の取り組みになっているか、校区のみなさんの満足度が高まっているかなど、各校区において毎年評価する。

市民が主役のまちづくりの意識が醸成されるためには、成果物だけでなく、過程もたいせつにしてほしい。各校区で行うまちづくり計画の策定段階で、課題をきちんと把握すれば、成果を期待することができる。

問 糸島市の職員を支援班として各校区に配置するが、どのようにかかわっていくのか。

答 状況が異なる各校区に対し的確なアドバイスを行うため、支援班相互の情報交換などを行い、行政が持つ情報を提供するなど校区の疑問や要望に対応していく。

特に、支援班職員、公民館職員などは、校区の組織を支援する立場。この事業は、あくまで校区が主体、市民が主役であり、行政主導にならないよう配慮する。

問 各校区それぞれ、置かれている環境が違うと思うが、一律の補助額としていいのか。

答 15の校区は、人口や世帯数の多少だけでなく、面積や地域資源、産業構造等についても異なる。人口が減り高齢化が進んでいること自体が課題となっている校区もある。個々の校区の課題を解決し、魅力を高めることが糸島市全体の均衡ある発展につながるため、補助額は一律同額とした。

糸島市農漁業用施設工事分担金徴収条例

（条例説明）旧1市2町のため池、用排水路、井堰等の農業用施設および漁業用施設の工事に係る分担金について、応分の負担を原則に近傍自治体の例や財政状況を考慮し、基本的に10％とする合併協議会の決定に基づき、新たに負担額を統一した糸島市の条例を制定するもの。

質疑　井上　健作
檜和田　正子
古川　忠正
江頭　晶子
伊藤　千代子
三嶋　俊蔵

問 耕作者と土地所有者との分担金負担割合や、耕作面積による負担割合はどうなるのか。

答 耕作者と土地所有者の関係について、法令上はどちらが負担すべきである、というような明文の規定はない。従って、負担の関係については両者で話し合っていただきたい。

耕作面積による負担割合の関係は、地元で決定していただくことが基本と考える。

問 農業用排水路は降雨時には雨水排水路の役目も果たすが、「受益者」をどのように考えるか。

答 水路には雨水排水路、下排水路、道路側溝、農業用排水路など水路によってそれぞれ役割が違う。雨水排水路は下水道課、下排水路や道路側溝は建設課、農業用排水路は農林土木課が所管しており、関係各課で現地調査の上協議を行う。

そして、農業用排水路としての役割が明らかなときに、受益が発生することになる。

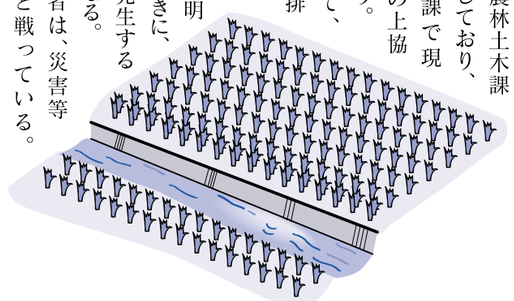

問 農漁業者は、災害等の自然と戦っている。そのような災害時に負担をかける条例内容は再検討できないか。

答 災害復旧工事の分担金についても、旧二丈、志摩町においては分担金を徴収して円滑に事業を実施してきた経緯がある。そうした中で、合併により1市2町間の均衡を図る必要があるため、今回条例を提案するものである。

ただし、補助対象にならない災害復旧の分担金は減額、災害時の応急工事や公共事業関連工事の分担金については免除することを考えている。